

## 工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資・まちづくり融資(賃貸住宅))(1/2)

申請者名

工事監理者名

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。)  
(申請者が工事監理者と同一の場合は工事監理者欄の記名は不要です。)

私は、竣工現場検査の申請に当たり次表の基準に適合していることを確認しました。

基準項目		該当工法 木質系 鉄鋼系 系リヨン トク	基準の概要 (あくまで概要ですので、工事内容の確認にあたっては、機構承認住宅(設計登録タイプ)の承認内容をよくご覧ください。)	申請者 現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
構造	全般	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	・構造に応じて提出された適合仕様シートに定められたとおりであること。 (耐火構造適合仕様シート、イ準耐火(1時間)構造適合仕様シート、イ準耐火(45分)構造適合仕様シート、ロ準耐火構造適合仕様シート又は省令準耐火構造適合仕様シートのいずれか。)	<input type="checkbox"/>	
接道		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	・原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。	<input type="checkbox"/>	
住宅の規模		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	・設計検査申請書に記載された住宅の1戸当たりの床面積のとおり施工していること。	<input type="checkbox"/>	
住宅の規格		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	・賃貸住宅融資(省エネ住宅)又はまちづくり融資(賃貸住宅)の場合原則として2以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室があること。 ・賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の場合原則として居住室(1つでも可)、炊事室、便所及び浴室があること。ただし、共同して利用するための適切な炊事室又は浴室を備える場合は、各戸の炊事室又は浴室を設置しないことができる。	<input type="checkbox"/>	
戸建型式 (賃貸住宅融資のみ)		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	・一戸建てでないこと(連続建て、重ね建て又は共同建てのいずれかであること。)	<input type="checkbox"/>	
断熱構造		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	・賃貸住宅融資(省エネ住宅)の場合、設計内容説明書、計算書、設計図書等の内容が次の①又は②のいずれかの基準に適合していること。 ①一次エネルギー消費量等級5以上 ②トップランナー基準	<input type="checkbox"/>	
土台		<input type="radio"/> — —	・外壁に接する土台を木造とする場合は次の各号に適合していること。 ・耐久性の高い樹種を使用するかK3相当以上の防腐・防蟻処理(北海道・青森県はK2相当以上の防腐処理)を行うこと。 ・土台に接する外壁の下端には水切りを設けていること。	<input type="checkbox"/>	
換気設備の設置		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	・住宅の炊事室、浴室及び便所には次に掲げるいずれかの設備を設けること。 ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓	<input type="checkbox"/>	
配管設備の点検		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	（一戸建て、連続建て又は重ね建ての場合） ・炊事室に設置される給排水その他の配管設備(配電管・ガス管を除く。)が仕上げ材等により隠されている場合には、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を仕上げ材等に設けていること。	<input type="checkbox"/>	
		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	（共同建ての場合） ・給排水その他の配管設備(配電管を除く。)で各戸で共有するものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。	<input type="checkbox"/>	
区画		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	・住宅相互間、住宅と共用廊下の間等の区画は、原則として耐火構造又は1時間準耐火構造の界床・界壁で区画し、開口部には防火戸を設置していること。ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合において、スプリンクラー設備を設ける住戸は、住戸と共用部分等との間の開口部を除く。	<input type="checkbox"/>	
床の遮音構造 (共同建ての場合に限り適用)		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	・次のいずれかに掲げる基準に適合していること。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合を除く。 ・鉄筋コンクリート造の均質単板スラブにあっては、厚さ15cm以上であること。 ・鉄筋コンクリート造のボイドスラブにあっては、等価厚さが21cm以上であること。 ・鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造にあっては、重量衝撃音レベルが遮音等級Li、Fmax、r-65程度の遮音性能を有する構造であること。 ・鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造にあっては、評価方法基準8-1の(3)のロの①のd(相当スラブ厚さが11cm以上)に適合するものであること。 ・評価方法基準8-1の(3)のイの⑤のaに掲げる条件を満たす場合において、同aの表3に掲げる床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量(以下「△L」といいます。)に応じ、等級換算スラブ厚が次に掲げる値以上であるもの。 ア △Lが+5dBの場合 同表の(イ)の項に掲げる等級のうち3の欄に掲げる値 イ △Lが0dB又は-5dBの場合 同表の(イ)の項に掲げる等級のうち2の欄に掲げる値	<input type="checkbox"/>	

## 工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資・まちづくり融資(賃貸住宅))(2/2)

私は、竣工現場検査の申請に当たり次表の基準に適合していることを確認しました。

基準項目		該当工法 木質系 鉄鋼系 系リコ ントク	基準の概要 (あくまで概要ですので、工事内容の確認にあたっては、機構承認住宅(設計登録タイプ)の承認内容をよくご覧ください。)		申請者 現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
優良な賃貸住宅基準(適用する場合に限る。)	子育て配慮賃貸住宅の場合	○ ○ ○	<p>次の①又は②のいずれかに適合していること。</p> <p>①BELS評価書による場合 ・BELS評価書が提出され、記載内容のとおり施工されており、ZEH-Mに関する記載が確認できること。 また、ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。</p> <p>②BELS評価書によらない場合 設計内容説明書、計算結果出力シート、記載図書等のとおり施工されており、次の全てに適合すること。 ・住棟内の各住戸が評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)に適合していること。 ・共用部分を含めた住棟の一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー消費性能基準に比べ2割以上削減されていること。 ・ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。</p>	□		
		○ ○ ○	<p>・長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定により長期優良住宅建築等計画が認定された住宅。 (注)令和4年10月1日改正後の、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)に適合するもの。</p>	□		
		○ ○ ○	<p>・設計内容説明書(子育て配慮賃貸住宅)又は子育て配慮賃貸住宅(安全性・防犯性)技術基準適合仕様シートに定められた内容のとおりに施工されていること。</p>	□		
		○ ○ ○	<p>5戸以上の住戸(住戸数が5戸未満の場合は全住戸)が次の安全性及び防犯性の基準のすべてに適合していること。</p> <p>1 安全性 次の(1)から(3)までに掲げる基準のすべてに適合すること。 (1) 段差の解消 評価方法基準の第5の9-1の(3)のハの②に掲げる基準に適合すること。 (2) 転倒防止用の手すり設置 次のアからウまでに掲げる基準のすべてに適合すること。 ア 玄関の上がり框の昇降を補助するための縦手すり等を設置、又は設置できるようになっていること。 イ 便所の立ち座りや姿勢保持をサポートするための手すりを設置、又は設置できるようになっていること。 ウ 浴室及び浴槽への出入りのため使いやすい位置に手すりを設置、又は設置できるようになっていること。 (3) 転落防止用の手すり設置 次のア及びイの基準それぞれに適合すること。 ア バルコニー 次の(ア)から(イ)までに掲げる基準のすべてに適合すること。 (ア) 手すりの形状は足がかりがない形状であること。 (イ) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)が生じる場合は、評価方法基準の第5の9-1の(3)のハの④のbに掲げる基準に適合すること。 (ウ) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、内法寸法で110mm以下とすること。 (エ) 手すりの最下部とバルコニー床面(立ち上げがある場合は立ち上げの頂部)との間は、内法寸法で90mm以下とすること。 イ 2階以上の窓(バルコニーに面している掃き出し窓を除く。) 次の(ア)及び(イ)の基準それぞれに適合すること。 (ア) 評価方法基準の第5の9-1の(3)のハの④のbに掲げる基準に適合すること。 (イ) 手すりを設置する際には、手すり下地補強工事をした上で設置すること。</p> <p>2 防犯性 次の(1)から(3)までに掲げる基準のすべてに適合すること((2)及び(3)は評価方法基準の第5の10-1の(2)のイの①に定める侵入が可能な規模の開口部に限る。)。ただし、(3)は該当する場合のみ適合すること。 (1) 玄関ドア 玄関ドアには、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が公表する防犯性能の高い建物部品目録に掲載された建物部品(以下「防犯建物部品」という。)を設置すること。防犯建物部品が設置できない場合は、次のアからウまでのいずれかの措置を講じること。 ア デッドボルトが外部から見えない構造とすること イ ガードブレートの設置 ウ 補助錠の設置により二重ロックとすること (2) 窓のサッシ及びガラス 窓のサッシ及びガラスには防犯建物部品を設置すること。防犯建物部品が設置できない場合は、次のアからエまでのいずれかの措置を講じること。 ア 防止フィルムの設置 イ サッシへの鍵付きクリセント錠の設置 ウ 補助錠の設置 エ 振動アラームの設置 (3) 設置階の窓(日常的に出入りをする掃き出し窓を除く。)及び共用廊下に面した窓 次のア又はイのいずれかの措置を講じること。 ア 面格子の設置 イ 窓シャッター及びホームセキュリティシステムの設置</p>	□		
		○ ○ ○	・設計内容説明書(子育て配慮賃貸住宅)に記載した内容のとおり施工されていること。	□		
		○ ○ ○	<p>5戸以上の住戸(住戸数が5戸未満の場合は全住戸)が次の1及び2の基準それぞれに適合していること。</p> <p>1 界床の遮音構造について、重量床衝撃音対策等級4以上又は相当スラブ厚さ20cm以上に適合すること。 2 界壁の遮音構造について、透過損失等級3以上に適合すること。</p>	□		
		○ ○ ○	・サービス付き高齢者向け賃貸住宅バリアフリー基準チェックシートに定められたとおりであること。	□		